

子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例の制定について

□木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

委任事項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
根拠規定	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項
基準政省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準） ○特定教育・保育施設 ・認定こども園・幼稚園・保育所 ○特定地域型保育事業 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業
基準類型	従うべき基準、参酌すべき基準 ※いずれも国の基準を持って、本市の基準とする。 ※暴力団の排除を追加（雑則）
施行期日	子ども・子育て支援法の施行の日

□木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

委任事項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
根拠規定	児童福祉法第34条の16第1項
基準政省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準） ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業
基準類型	従うべき基準、参酌すべき基準 ※いずれも国の基準を持って、本市の基準とする。 ※暴力団の排除を追加（雑則）
施行期日	関係整備法の施行の日

□木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

委任事項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
根拠規定	児童福祉法第34条の8の2第1項
基準政省令	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (運営基準) ・放課後児童クラブ
基準類型	従うべき基準、参酌すべき基準 ※いずれも国の基準を持って、本市の基準とする。 ※暴力団の排除を追加 ※設備の基準、児童の数に関する経過措置を追加（附則）
施行期日	関係整備法の施行の日

□追加条文

○暴力団の排除

第〇条 放課後児童健全育成事業者は、木津川市暴力団排除条例（平成24年条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

2 放課後児童健全育成事業者及び放課後児童健全育成事業に従事する職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

○放課後児童クラブ 設備の基準に関する経過措置

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）については、施行日から平成32年3月31日までの間、第9条第2項の規定は、適用しないことができる。

第9条第2項

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

○放課後児童クラブ 一の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置
4 既存事業所については、施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第4項（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

第10条第4項

一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

□条例（案）

○確認基準（資料5、資料8のとおり。）

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

○認可基準（資料6、資料9のとおり。）

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

○運用基準（資料7、資料10のとおり。）

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）